

規制改革推進会議（第33回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年5月25日（金）18:15～18:32

2．場所：合同庁舎4号館1階共用108会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。本日の「規制改革推進会議」のテーマは3つです。

1つは「地方における規制改革タスクフォースの取りまとめ結果について」です。昨年
から取り組んでおりますが、書式や様式が地方自治体によって異なるがために、企業は届
け出をするに当たって負担が大きいという問題です。これは大変重要ですが、どう取り組
むかが難しいテーマで、苦労しながら進めてまいりました。本会議にタスクフォースを設
置しまして、今回、取りまとめができたということです。

お手元の資料1-1をごらんください。まず、自治体によって手続の書式・様式が異な
るもののリストを作成し、その中から事業者にとって負担が大きいものを抽出いたしまし
た。抽出された46件について、それぞれ取り組み方針を決めました。取り組み方針が各省
庁から提出された後に、タスクフォースをつくり、取り組み方針をさらに改善できないか
を検討してまいりました。

資料1-1の右下にありますように、やり方としては、検討の後、「既にある統一的・
標準的な書式等の検討・見直しをする」という件数が非常にふえました。

それから、(7)(8)に「オンライン化を進める」「オンライン化の検討を行う」と
ありますが、これは主として地方税についてです。地方税については、平成31年11月には
新しい納税システムがつくれますし、平成32年4月には、大法人は電子申告が義務づけ
られますので、オンライン化が進みます。

そういうことで、ここで地方の書式・様式で、特に企業の負担が重かったものは大きく
改善に向けてスタートいたします。今後、規制改革推進会議でもフォローアップをしてま
いりたいと思います。

2つ目の議題が「規制改革推進に関する第3次答申案について」です。最後の調整段階
ですので、残念ながら、きょうは内容については申し上げられませんが、資料2-1の項目
についてごらんいただきたいと思います。

まず、総論部分は、こういう項目立てです。それから、行政手続コストの削減について
は2020年に20%を削減するというので、各省から出された基本計画を行政手続部会で検
討し、深掘りし、3月にその改訂を出しました。削減時間がどうなるのか、それを金銭換
算するとどうなるのかということについて、既に報告を取りまとめております。今後、自

治体にあらゆるルートで削減を求めていくということも始めております。

それから、各分野について。

農林分野については、卸売市場を含めた流通構造改革や新たなニーズに対応した農地制度の見直しをやっておりますし、農協改革についても着実にフォローアップをしております。今期の特徴として、第2次答申で林業の改革をとりまとめました。これは林業の成長産業化・木材の利活用を進めるためのものですが、その後、特に木造建築の規制改革について議論を進めてまいりました。

水産分野については、まず、水産資源管理の実現ということで、国際的に遜色のない資源管理を目指す。それから、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革。これはICTの徹底活用、トレーサビリティといった問題です。それから、漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備。ワーキング・グループで幅広くヒアリングをしてきましたが、平成30年中に水産庁が改革案をまとめるということでございますので、水産庁ともフリーディスカッションをしております。

医療・介護分野は、1つには、医療資源を活用するというので、オンライン医療の普及促進や、昨年来取り組んでおります支払基金に関する見直しをやっております。2つには、生産性の向上ということで、医療系ベンチャー支援の取り組みなどを進めております。3つには、国民の健康寿命の延伸のために、機能性表示食品制度の運用改善、あるいは患者申出療養制度の普及に向けた対応に取り組んでおります。

保育・雇用分野は、保育につきましては第2次答申で扱いまして、今進んでおります。今度の答申に向けては、雇用分野で、日本で学ぶ留学生の就職率を向上するというので取り組んできております。

それから、投資分野について。放送をめぐる規制改革については、現在、調整中です。エネルギー分野の規制改革、官民データと電子政府化の徹底については、先日、意見書を提出いたしました。資金調達に関する規制改革にも取り組んでいます。投資分野はホットライン案件に寄せられたものをかなり扱っていますので、項目数がふえています。

その他の重要課題として、主に本会議で議論したものが入っております。まず、新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革について、これは先日、意見書を提出いたしました。それから、プロジェクションマッピングについても、前に意見書を提出しております。地方における規制改革は先ほど御説明したとおりです。

そういうことで、今、第3次答申に向けて、最終の調整をしております。

もう一つの議題が「規制改革ホットラインについて」ということで、これも資料をごらんいただくとわかりますが、ホットライン対策チームで議論をし、その報告がありました。これについて、格別意見はございませんでした。

私からは、以上です。

司会 それでは、御質問のある方は挙手の上、お名前、御所属をおっしゃっていただきまして、簡潔に質問をお願いいたします。

記者 きょう示された第3次答申構成(案)なのですが、これはきょうの会議で了承とか、そういう手続は何かあったのでしょうか。

大田議長 了承というより経過報告です。

記者 基本的には、これで持っていくというのは間違いないのでしょうか。

大田議長 お示ししました項目の文言が若干変わるといった可能性は十分にありますが、全体の構成としては、このような形となります。

司会 ほかにございますでしょうか。

記者 関連で、第3次答申構成(案)になっているのですが、第3次というのは、答申は、4次は出さずにいわば最終という形なのですか。

大田議長 第1次を昨年6月、第2次を昨年12月に出しました。私どもの任期は3年間ですので、今回の第3次答申を出した後にまだ1年間残っております。今期は2回出しましたので、2次と3次になっております。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。

記者 きょうは第3次答申(案)について議論をしたということで、取りまとめは今後ということですか。

大田議長 きょうは構成について、各ワーキングの座長及び行政手続部会の部会長から御説明がありまして、それについて意見交換をしました。具体的な内容については調整の最中ですので、座長としても話せる段階にない部分がたくさんあります。主に構成(案)について説明があったということです。

司会 ほかにございますか。

記者 2つ。1つは規制改革の項目数、メニュー数はまだ言えないのかということと、一応確認ですが、今後の手順は、これをもとに答申(案)をまとめ、これをもとに政府が規制改革実施計画を策定、閣議決定する。そういう流れでよろしいでしょうか。

大田議長 まだ項目数は数えておりません。

今後の流れは通常どおり、総理に答申を御提出し、実施計画という形で閣議決定がなされることとなります。

司会 右側の奥のほう、女性の方ですね。

記者 以前、ブリーフの際に、答申の時期としては今月末から来月上旬ごろをめどとおっしゃっていましたが、それはお変わりないでしょうか。

大田議長 まだ決まっておりますが、来週後半から6月上旬をめどとしております。

司会 ほかにございますか。

記者 放送の話はこの後の投資等のほうで聞いたほうがいいのかとも思うのですが、特に親会議のほうで何か話題とかは上りましたでしょうか。

大田議長 ありませんでした。

記者 わかりました。

司会 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

記者 済みません。

放送法の議論はないということなのですから、取りまとめまで時間もないと思うのですが、やはり一時期話題になった放送法4条とか、ハードとソフトの分離とか、あの辺はもう入ってこないという理解でいいのでしょうか。

大田議長 私どもは、個別事項に焦点を当てた議論はしておりません。投資等ワーキングでブリーフィングを毎回しておりますが、それ以外に本会議で議論しているということはありません。

記者 わかりました。

司会 それでは、よろしいでしょうか。

本日の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。